

令和3年町議会5月臨時会議

提出予定議案の概要

島 本 町

令和3年町議会5月臨時会議提出予定議案

- 第2号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第3号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 第39号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第40号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第2号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

議案提出課 都市創造部 都市整備課

1 報告理由

損害賠償の額を定めること及び和解について、令和3年4月9日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 報告の概要

令和3年2月10日島本町広瀬三丁目地内において発生した事故について、島本町広瀬三丁目地内在住者を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解したもの。

3 損害賠償の額

1, 235, 410円

第3号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案提出課 総務部 税務課

1 報告理由

会計年度末における地方税法等の一部改正に伴う必要な条例の改正を行うため、専決処分したものを。

2 報告の概要

- (1) 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書に記載すべき事項の提供方法に係る見直しにより、所要の規定を整備するもの（第24条の2、第24条の3、第52条関係）。
- (2) 軽自動車税に係る環境性能割の税率区分等の見直しにより、所要の規定を整備するもの（第76条の4、附則第21条の12、附則第21条の12の3関係）。
- (3) 地域決定型地方税制特例措置の見直しにより、所要の規定の整備をするもの（附則第15条の2関係）。
- (4) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置の延長等により、所要の規定の整備をするもの（附則第16条から附則第21条の8関係）。
- (5) 軽自動車税に係るグリーン化特例の見直しにより、所要の規定を整備するもの（附則第22条、附則第23条関係）。
- (6) 住宅借入金等特別税額控除に係る特例の見直しにより、所要の規定の整備をするもの（附則第40条関係）。
- (7) その他、地方税法等の改正により、所要の規定の整備をするもの。

3 施行期日

令和3年4月1日

第39号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

監査委員を新たに選任するもの。

2 議案の概要

- (1) 氏 名 清水 貞治
- (2) 住 所 島本町桜井台
- (3) 生 年 月 日 昭和32年 1 月 20 日
- (4) 根 拠 法 令 地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第
1 項
- (5) 新任、再任の別 新任
- (6) 任 期 議員の任期の間

第40号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

1 提案理由

前委員の死亡等に伴い、新たに選任するもの。

2 議案の概要

島本町大字部落財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を得て選任するもの。

岩田歌子の1名を選任。

3 任期

前任者の残任期間（令和5年9月30日まで）